

## 第四十九回 参議院内閣委員会議録第三号

昭和四十年八月十日(火曜日)

午前十一時三十四分開会

八月七日

委員の異動

辞任

鶴園 哲夫君

補欠選任

野々山 一三君

出席者は左のとおり。

委員長

理 事

柴田 栄君

建設大臣官房文書課長

伊藤 清君

説明員

小林 忠雄君

事務局側

建設省委員会専門員

志村 清一君

建設省計画局長  
建設省都市局長  
建設省住宅局長  
竹内 藤男君  
尚 明君鶴海良一郎君  
志村 清一君  
藤男君  
明君

本日の会議に付した案件

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国の防衛に関する調査(北富士演習場に關する件)

(太田大泉飛行場の返還問題に關する件)

○委員長(柴田栄君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る七日鶴園哲夫君が辞任され、その補欠として野々山一三君が選任されました。

源田 実君

八田 一朗君

林田 正治君

増原 恵吉君

森 八三一君

山本茂一郎君

北村 暢君

中村 英男君

鬼木 勝利君

多田 省吾君

中澤伊登子君

瀬戸山三男君

松野 賴三君

海原 治君

○委員長(柴田栄君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案は、去る七日衆議院から送付せられ、本委員会に付託せられました。なお、本案の提案理由の説明は、去る五日聴取いたしました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。御質疑のある方は、順次御発言願います。

なお関係当局の御出席は、建設大臣瀬戸山三男君、建設政務次官谷垣專一君、官房長鶴海良一郎君、計画局長志村清一君、都市局長竹内藤男君、住宅局長尚明君、道路局次長吉兼三郎君、建設研修所長上賀久君、以上であります。

防衛教育局長 宮原基男君、防衛施設局長 小幡久男君、建設政務次官 谷垣專一君

○伊藤頼道君 この法案に関連して、大臣を中心とに二、三お伺いしたいと思います。

ますと、従来の改正案の最も重要な改正点があり、かつ国会でも論議の焦点となつた地方建設局への事務委譲、この項に關する改正は全然削除されておるわけです。今回これを削除した理由は一体どうしたことなのか、まずこの点からお伺いしたい。

○國務大臣(瀬戸山三男君) いまお話しのように、従来建設省設置法一部改正案の中に、本省の事務を相当部分地方建設局に委譲する、こういう項目が入つておきました。今回その部分をこの改正案に取り上げませんで、ごらんのような案を提案いたしました。それは、例の地方委譲の問題が数回、今日まで国会で御審議を願いましたけれども、いろいろ御議論があつて、あるいは廃案、あるいは審議未了、継続審議、こういうふうに取り扱いがなりまして、いろいろ検討いたしました結果、なるほど、現在の本省の行政の一部を地方建設局に委譲するということは、一面においては相当な理由がある。御承知のとおりに、地方建設局は現状におきましては、一つの実施現業官庁、こういうふうな形になつておりますので、最近の行政が、地方を総合的に見ると申しますか、計画立案するということが必要になつてまいつておりますので、そういう意味のことを加えて、本省の事務の相当部分を地方建設局に移して、他の行政部門との総合的な計画をやらせるべきである、こ<sup>ういう一面があるわけでありまして、そういう点においては、相当な理由がある、こういう判断をいたしておりますけれども、一面事務委譲につきましては、必ずしも野党の皆さん、あるいはまた自由民主党の内部においても、必ずしも行政の簡素化等にはならない、あるいは二重行政になりは</sup>

しないか、こういう御議論も相當にあつたわけであります。

それともう一つ、その間において、御承知のとおりに、いわゆる行政調査会、政府の臨時行政調査会において、行政機構全般についての検討がなされまして、建設行政についても相当広範な意見が出ております。そういう観点から、これは臨時行政調査会の発足以前に立案された問題でありますけれども、もっと行政全般について、政府は検討する場合、建設省の行政についても、臨時行政調査会等の意見を全般的に考えて、そうして、もう少し根本的な検討を加えた後に、改正すべきものは改正して提案すべきだ、こういう判断をいたしまして、今回はその部分は取り除いた、こういう事情であります。

○伊藤頼道君 そうしますと、建設省としては、従来からの国会における審議の経緯とか、あるいは指摘された問題点、まあ問題点の二、三をあげると、中央官廳の事務を地建に委譲することによって二重行政あるのは三重行政の弊が出てくるとか、あるいは職員の整理、首切りが行なわれるとか、あるいは配置がえが強行されるとか、いろいろ問題点があつたと思うのですが、そういうような問題点、こういう点を十分検討された結果、さらにはまだ、臨時行政調査会の答申の結果をも、事前にこれが出ておった関係もあって、その後答申がなされたという事情もあって、そういう点をも十分勘査して今は出さなかつたと、そういう御意見のようですが、そこでさらにお伺いしますが、この地建への事務委譲については今後とも見送る考えなのか、あるいは検討の結果次期通常国会あたりまたこの問題を出される御意図なのか、この辺を明らかにしていただきたい。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 先ほど申しましたような事情でありますから、地方建設局に前のとおり委譲するのが適當かどうか、あるいは臨時行政

調査会等においては、むしろある問題、ある事務については直接地方公共団体に委譲したらどうか、こういう意見等もいろいろ出ているわけあります。したがって、これはそう早急に結論が出る問題ではありませんから、国会等における御意見等を十分にしんしゃくをいたしまして、臨時行政調査会の意見等もよく検討してやりたいと思っておりますので、次の通常国会にさらにそういう点を含んだ設置法の改正案を出すということは現在のところ考えておらないのであります。

○伊藤頭道君 そうしますと、まあ問題はいろいろあるわけですねけれども、問題をしぼって、本省の事務を地建へ委譲することが今後またありますれば、また二重行政あるいは三重行政とかあるいは配置がえが行なわれるとか、職員の整理が行なわれるとか、こういう幾多の問題が必ず出てくると思いますね。そういうことを十分かみしめられて今回出さなかつただけではなく、今後もそういう点は十分頭に置いて検討をしていきたい、こういう意味に解釈してよろしいのかどうか、この点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(鶴戸山三男君) いま伊藤委員からお話しになつたとおりに考えております。  
○伊藤頭道君 次に、定員の問題をお伺いいたしましたが、昭和三十九年度末の建設省の定員は何名であったかということ、これが一点ですね。それからその欠員は何名であったか。また、欠員の中で昨年閣議決定がなされて凍結されているわけですが、それは何名か。したがって、それぞれの充足率はどういうことになるか。こういう点についてそれひとつ明確にしていただきたいと思います。

○政府委員(鶴海良一郎君) 昭和三十九年度末におきます建設省の定員でございますが、これは三万五千七百二十名で、今度の改正案によりましてそのうち一名を外務省に振りかえようということにいたしております。  
三十九年度末におきます欠員でございますが、約五百人程度でございまして、そのうちのわ

る凍結している定員、これは九百四十九名でございます。四月になりまして新規採用いたしておられます。これが約四百名ばかりいたしております。したがって、これはそう早急に結論が出て、四月の当初におきます欠員は約千名程度でございます。

○伊藤頭道君 そうしますと、三十九年末の定員は三万五千七百二十名で、うち欠員が約千五百、凍結が九百四十九、で、大体現在の欠員は約千名、こういうふうに解釈してよいわけですね。

○政府委員(鶴海良一郎君) 四月当初におきます欠員が、新規採用等の関係もありまして、約千名になつております。現在はその後若干の欠員が出ております。退職等によります欠員が出ております。

○伊藤頭道君 そうしますと、四十年度末の定員は何名ぐらいに予定しておられるのか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 四十年度末の定員につきましても、先ほども御説明いたしましたように、三十九年度末の定員から一名を外務省に振りかえる。これは在外公館のアタッシュ要員でござりますが、その一名を振りかえることにいたして

おりますので、一名の減いたしております。  
○伊藤頭道君 さきの国会で各省庁の設置法の改正案が十六ほど出されたわけですが、建設省設置法を除いては、各省庁の設置法の改正案はいずれも定員増、これを主要な内容としておつたわけであります。ところは三百、四百名という定員増がなされておるわけです。建設省だけが例外となつておるわけですね。したがって、このところがどうもいまの御答弁では了解しがたいところです。この点をわかるようにひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省だけが減員ではございませんで、実は自治省も一名減員になつておると思います。これもやはり在外公館のアタッシュに振りかえるための減だと思います。凍結と各省において行なわれました増員との関係でございますが、凍結は昨年の九月当初におきます欠員を凍結いたしたんでございまして、その欠員につきましては欠員不補充という原則が内閣において決定されたのでございますが、これは各省を通じての問題であります。したがいまして、今年度増員になりました省庁におきましても、凍結定員につきましては、依然として凍結されておるという姿になつております。

なお、つけ加えて申し上げますが、実は九百四十九名の建設省の凍結定員につきましては、地建への委譲が実現しました場合には、そのうち三百六十六名でございましたが、解除をお願いする段取りにいたしておつたわけでございますが、今度

まして、能率化をはかつておるわけあります。ところが、その後本年の通常国会——第四十八国会で各省庁の設置法改正案が出された。その凍結があつたにもかかわらず、建設省を例外として、他はすべて定員増をおもな内容として法改正がなされたわけです。このところがどうも納得しがたいところなんです。建設省の一名減は事情はよくわかります。これは当然でしょうが、これを問題にするのではなくして、昨年閣議で凍結が決定され、その後各省庁は増員できないはずなんですか。にもかかわらず、建設省以外はみな増員がなされた。多いところは三百、四百名という定員増がなされておるわけです。建設省だけが例外となつておるわけですね。したがって、このところがどうもいまの御答弁では了解しがたいところです。この点をわかるようにひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省の場合は、他の省はある程度増員したところがあるのに他の省はなかなか増員しないか、ごもつともな御意見でございました。ただ、詳細は私は数字は知りませんけれども、他の省は増員したところがあるのに他の省は増員を必要とする面が出てきておつたと思いまます。建設省においては、先ほど官房長からお話をいたしましたように、多くは、従来御承知のように、地建は直轄直営ということを原則としておりましたが、ところが、時勢の変化によりました。建設省においては、直轄直営といふことは、全般的ないわゆる人手不足と申しますか、あるいは建設工事の大幅な増大、諸般の事情から直轄直営を順次請負に移していく。こういうことで、そういう面から相当人員の余裕が出てくるということが建設省独特の事情でありまして、したがつて、部局をやとかなんとかいう特別な事態がない限り、増員ということは從来考えられなかつた事情がありますが、その後逐次請負事業に切りかえており



しては全然なかつたわけですね。ゼロでしょ。

そのところはどうなんですか。

○説明員(小林忠雄君) ただいまの五百名の河川

管理要員は五十水系について要求したわけでござ

いませんが、これは建設省全体の定員増という形で

ございませんで、治水特別会計の中の振りかえで

要求したわけでございます。先ほどの直営工事の

請負化に伴いますリ員となりました分を河川監視

目に五百名振りかえる。こういう要求をしたので

あります。実際には十五水系だけ認められました

ので、そのうち十五水系分について百八名の人員

が振りかえられたわけでございます。五十水系に

ついて五百名、十五水系について百八名と申しますのは、大きな川が十五水系に入りましたため

に、水系の数に比して多くの人員が増員されたと

いうことでございます。

○伊藤頭道君 結局、その増員ということを抑え

て、建設省としては配置がえとか、研修あるいは職種の転換、勤務退職、こういうことによつて定員の問題を切り抜けようとしている。そういう情勢がよくわかるわけですが、われわれには、これは一体どういうわけなんですか。結局、しわ寄せを受けるのは約一万二千の行(二)の職員がそういうしわ寄せを受けると思う。こういう問題は今まで明らかにされていなかつたわけですが、結局、行(二)の労働者については、だんだん存在価値がなくなってきて、だんだん行(二)を整理しようという方向に具体的にそういうあらわれが出ていいふうに思つ。これは一体どうなんですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 行(二)の問題でござりますが、行(二)の職員を積極的に整理しようということは考えておりません。と申しますのは、将来の建設省の道路河川なりの管理体系を考えます。現在行(二)の職員が一万一千何がしいますが、道路の直轄管理区間の延長が毎年ふえておりますし、将来もふえてまいります。また、一級河川の指定もふえてまいります。したがいまして、河川の直轄管理区間も年々ふえていると想定され

るわけでございまして、そういう想定のもとに將

五ヵ年計画の最終年度を考えますと、現在の

人程度の行(二)職員がどうしても必要であるとい

ういうことかと申しますと、一つは配置転換の問

題でございます。行(二)職員の中で行(二)の職員とし

これをやめてもらうような措置をとるという必要

は認めておらぬのでございまして、むしろ将来行

(二)職員は必要であるという見解に立つて措置いた

すつもりであります。

○伊藤頭道君 二月二十八日付の大臣官房人事課

で発行しておる「職員」という印刷物がありますね。この内容を見ると、行(二)の労働者は約一万二千人いるけれども、いま官房長が指摘されたよう

に、そのうちで九千五百人だけはぜひ必要なん

だ、ほかの者は行(二)へ職種転換とかあるいは勤務

退職によつて整理するように、そういう内容になつておるわけです。それから三十九年の、昨年

の九月十日付の官房人事課の出した分について見ると、「行(二)の職員人事再配置計画資料」、これを

見ると、六十歳以上は千六百六十七人の勤務退職、

それから五十歳以下では千四百五十七人を行(二)へ

職種転換、こういうことが発表されておるわけで

すが、この発表のとおり実施されるとなるといふ

ことか、この問題を引き起こすと思うのですが、これは發表どおり強行するお考えなのか。その後変更があつたのか。こういうことについて明らかにしていただきたいと思います。

○政府委員(鶴海良一郎君) 昨年の人事課の資料

でござりますけれども、これは発表したものじや

ございません。将来退職金の手当をどの程度用意

すべきであるとか、その他将来の人事構成を想定

するためのいわば図上演習の資料でございまし

て、その結果高齢者が何人くらいになる、した

がって高齢者は退職率が高いものですから、そ

うして腕を奪われてしまつたからこうになつてしまつて、四十代、五十代になつて、いろいろ短期

間の研修などを受けて職種がえの要き目を見てお

る。これが現状ではなかろうかと思うのですね。

そうだとすると、これは非常に問題があるうと思

うのですが、やはり長年いわゆる特殊技能を備え

たこういう方々の職種転換というのは、建設省全

体から見ても、さらに大きくなつては国家全体から見て

も、きわめて遺憾なことだと思うのですが、こう

いう点について一休大臣としてはどういうふうに

ございません。したがいまして、それは発表したものじや

の見通しなくして離すということは、これはそれ

けれども、なかなか、まだ子供さんがおつたり、

いろいろな生活問題があるわけありますから、

それをやめてもらうよな措置をとるという必要

は認めておらぬのでございまして、むしろ将来行

(二)職員は必要であるという見解に立つて措置いた

すつもりであります。

○國務大臣(瀬戸山三男君) 私はそういうこまかに数字面のことはよく承知しておりませんでし

た。これは発表したものでございます。これはど

ういうことかと申しますと、一つは配置転換の問題でございます。行(二)職員の中で行(二)の職員とし

て転換して働いていきたいという方がございます。

(一)職員が足りないおりでござりますから、そのは

うへ転換して働いていきたいといふことを言つておる

れば、研修その他所の要の措置をとりまして、行

次第でござります。なお、勤務退職と申しますの

は、これは退職を強制するわけでございません

で、現在の退職金制度のもとにおきましては、高

齢者がやめます場合には勤務退職という形をとり

まして、通常の退職金に対しまして割り増しの退

職金を支給し得る制度が開かれております。退職

をされる方にはできるだけ便宜もはかりたいとい

う考えで勤務退職という割り増しの退職金を払

う、そういう制度であるというふうにお考へ願い

たいとります。

○伊藤頭道君 行(二)の方々は直営工事をやるに必

要な十分な腕を持つておると思うのですね。この

行(二)の方々を整理したり、あるいは建設機械はそ

の後購入しないとか、技術屋さんは採用しない、

こういう方針でいくということは、結局、直営工

事ができないようにしておいて、そうして請負工

事の方々へ方向へと持つていいとする動きが看

取されるわけです。その結果、行(二)の方々は仕事

として腕を奪われてしまつたからこうになつてしまつて、四十代、五十代になつて、いろいろ短期

間の研修などを受けて職種がえの要き目を見てお

る。これが現状ではなかろうかと思うのですね。

そうだとすると、これは非常に問題があるうと思

うのですが、やはり長年いわゆる特殊技能を備え

たこういう方々の職種転換というのは、建設省全

体から見ても、さらに大きくなつては国家全体から見て

も、きわめて遺憾なことだと思うのですが、こう

いう点について一休大臣としてはどういうふうに

お考へですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 退職でござります

が、建設省といたしましては、勤務退職というこ

とで退職を強制したという事例は過去においてもないと考えております。将来もそういうことをする考え方とは頭ございません。

○伊藤頭道君 次に、先ほど来からお伺いしておるよう、建設省の定員は約一千名……そうして

事業量なり事務量は逆にふえておる、予算にしても一五%はふえておるということを大臣も認めておられるわけです。こういう中でこのまま過ごすことは、いわゆる労働強化が度を過ぎると、労働災害と、また過労による死亡、これが相当ふえてくることが憂慮されるわけです。これに対して、建設省としても、もちろん放置はしていかないでしょ

うが、こういう傾向がだんだん強くなると、いろいろ問題が出てこようかと思うのです。労働強化に伴う労働災害と、そして、過労のための傷害ですね、こうのことについてはどういうふうな対策を考えておられるのか、この点を明らかにしていただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 建設省の直轄現場あるいは直営現場におきまして災害が起つて、いることは、御指摘のとおりでございます。これにつきましては、前々からその対策に苦慮いたしておりますが、特に最近、工事の安全管理ということにつきましては、人間尊重といふ意味もございまして、重要な事項でございまます。最近起つておる件につきましては、十分原因等があるのはその防止対策等を具体的に検討して有効な対策を講じたいというふうに考えまして、実はいまから二月ほど前でござりますが、官房の首席監察官を長にいたしまして安全管理のための組織をつくり、現在その対策につきまして、検討いたしておるような次第でございます。

○伊藤頭道君 ここに一つの事例があるのです。昨年の十一月二十七日、中国の浜田で黒川といふ監督官が深夜の作業で、詳しいことは申しませんが、トンネルのひずみ試験のため深夜作業をしておつて、翌朝注射一本打つひまもなく急死したという事件があつたのを御記憶であろうと思ひますが、この死因については、その所属の事務所

長が弔辞の中で、人員不足と過労が原因だといふことをその弔辞の中にはつきり述べているわけですね。これは現場の事務所長として、当然に真を

おられるわけです。こういうことからうがつた内容であらうと思います。こういうことですが、これをこのままほつとくと、こういう問題があちこちに当然起きてこようかと思うのです。こういう点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(鶴海良一郎君)ただいまの御指揮の不

足、欠員の不補充、労働強化ということからこういう問題が起きたのである、これはほんの一こまですが、これをこのままほつとくと、こういう問題があちこちに当然起きてこようかと思うのです。こういう点はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) ありました事例につきましては、私はまだ報告を

受けておりませんが、職場の安全というものにつきましては、先ほども申しましたように、特に重

点を置いて施策を進めていきたいというふうに考

えております。

○伊藤頭道君 最近人事院が発表した昭和三十八年

年の国家公務員の災害について見ますと、千百十人になっておるわけです。このうち三十人は

死亡している。災害のための死亡が三千人。この

数字を今度建設省に当てはめてみますと、各省

府の中では断然建設省が多くして、千百十人にな

っておるわけですが、特に最近、工事の

対して四百八人、三分の一以上を建設省で占めて

死亡している。災害のための死亡が三千人。この

数字を今度建設省に當てはめてみますと、各省

府の中では断然建設省が多くして、千百十人にな

っておるわけですが、特に最近、工事の

対して四百八人、三分の一以上を建設省で占めて

死亡している。災害のための死亡が三千人。この

数字を今度建設省に當てはめてみますと、各省

でおられるのか、これを具体的に御説明いただけます。おられた時間の関係もありますから、いま一問だけお伺いして本日の私の質問を終

きましては、各地建にまかしておきまして、ただいま御

指摘のように、不十分な点が多くございますので、これを本省段階で今般取り上げまして、根本的な

対策を検討し始めたところでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

だ、各地建にまかしておきまして、ただいま御

指摘のように、不十分な点が多くございますので、これを本省段階で今般取り上げまして、根本的な

対策を検討し始めたところでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

だ、各地建にまかしておきまして、ただいま御

指摘のように、不十分な点が多くございますので、これを本省段階で今般取り上げまして、根本的な

対策を検討し始めたところでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ければならぬということとは、ただいま御指摘のとおりでございます。今後は、さらに工事費の中での職場の安全管理のために必要な措置をとり得るようありますけれども、非常に重要な問題だと思います。このことにはいたしてまいりたいと思っております。

○政府委員(鶴海良一郎君) 従来、安全管理につきましては、各地方建設局におきまして、工事の

やり方、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

だ、各地建にまかしておきまして、ただいま御

指摘のように、不十分な点が多くございますので、これを本省段階で今般取り上げまして、根本的な

対策を検討し始めたところでございます。た

めに、その場合の安全の確保につきまして、それ

ぞれ意を用いてやつてきたわけでございます。た

○國務大臣(瀬戸山三男君) ほかのことになりますれば、たとえば工事事務所等の職員の俸給が従来は工事費の中に含まれておった、こういう時代がありました、数年前。工事費の中に含まれるというのはきわめておかしいじゃないかということで、最近俸給は俸給、工事費は工事費と分離をしておりますが、それに似たような問題だと思います。他の省庁の実例もあると思いますが、十分検討して善処したい、かように思つております。

○委員長(紫田栄君)

それでは、午前はこの程度とし、午後は一時半再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後一時四十五分開会

○委員長(紫田栄君) 委員会を再開いたします。

國の防衛に関する調査のうち、北富士演習場に関する件を議題といたします。

本件につきまして質疑の通告がござります。これを許します。なお関係当局の御出席は、松野防衛府長官、海原防衛府長官官房長、宍戸防衛教育局長、小幡防衛施設局長官、財満施設部長でございます。

それでは、御発言を願います。山本委員。

○山本伊三郎君 北富士演習場の問題は、もうすでに昭和三十二年ですか、岸・アイク声明問題以後ずっと問題になつておるわけでござりますが、たまたま今度防衛府長官がかわられましたので、長官の認識を確かめるという意味もございますけれども、まあ、失礼な言い方でござりますけれども、私も実は林野雜産物の補償の問題は一応のめどがついて解決されたことは聞いておりますが、基本的な、岸・アイク声明による、あの基地を日本に反還するという問題は、現在までまだ解決しておらないのです。それに伴つていろいろ問題が実は地元であるということを選挙中に私聞きまして、あとで具体的な質問をいたしますけれども、

も、文書質問を実は参議院を通じて總理に出しました。それは北富士問題について今日どういう問題が起つておつて、しかもそれに対してもう一つの問題がありますが、その前提として、防衛府長官をしております。他の省庁の実例もあると思つますが、十

分検討して善処したい、かように思つております。

○國務大臣(松野頼三君) 私は今般防衛府長官に就任いたしまして初めて当委員会に出席いたしました。どうぞよろしく御指導と御協力を願ひます。

北富士演習場の問題は山本委員お尋ねのよう

に、速記録を拜見しますと、山本委員だけの質疑

を見ましても、すでに防衛府長官が五代かわっております。したがつて、その紛争の焦点も時に

よつて変化が起つてあります。あるものは解

決、あるものは未解決、その間にまた新たな問題

も出てきております。要するに、昭和三十六年で

すか、米軍の使用から自衛隊の演習場に切りかえ

るという閣議決定、これが一つの焦点となつてしま

た意見の相違が行なわれておると私は拝聴してお

ります。そこで防衛府としては、演習場のために

ぜひこれを使用したい。過去においても、米軍の

基地である中に、地位協定の何ヵ条かによつて、

米軍が使用しないときには便宜自衛隊がこれを使

用さしてもらつておる。これが自然に今度はひと

つ自衛隊が主となつて使うならば、自衛隊の演習

場にこれを切りかえて米軍に逆に使用させてはどうだつたりと、閣議決定だから、米軍が使用しなければ——あとで尋ねますけれども——管理権の範囲でこれは使用できるんだと、そういうことでは私は地元はおさまらないと思う。したがつて、岸・アイク声明によりアメリカ軍の基地を、特に北富士は問題あるところであるから、政府はどれほど熱意を示してアメリカ軍と交渉されたか、その点の経緯をひとつお聞きしたい。

○國務大臣(松野頼三君) 北富士の演習地が米軍の使用が減るならば、これに対して返還してくれという要求をいたしました。その結果米軍においては、今日の状況で減つちゃおるが、これをゼロにしちゃ困る、演習地をなくすることは困る。その方針が貫いたしまして昭和三十六年の実は方針になりました。その後、米軍も使用の頻度は減つておりますが、全然使用していないわけでもございませんし、使用してない年もまたございません。非常に減つたことは事実であります。したがいまして、米軍は演習地を全廃することにはいまだに反対であります。ただ、防衛府と共同使用あ

と思います。基本線は実はその三点に御報告したとおりで、問題点もその三点にしほられておる今日、紛争があるならその三点が焦点じゃないか、私はこういう認識で今日おります。

○山本伊三郎君

そこで、まああとでいまの紛争の問題尋ねますが、私のほうの文書質問について

政府の答弁があるんですけれども、文書答弁ですから、これはもうこれに対して追及もできなかつたんですが、今まで防衛府の長官も五代かわりましたけれども、答弁も若干閣議決定の三十

六年までは実は共同使用してゐるんだと、これはもうすでにわが国へ返還されるという前提であります。したがつて、その紛争の焦点も時に

どうやられておらない。そういうことから、とにかく防衛府は米軍に対してこの返還についてどれほど熱意を示して交渉されておるのか。日米合

同委員会も開かれおると思いますけれども、その点が私はあきたらないんです。ただずるずる

べつたりと、閣議決定だから、米軍が使用しなければ——あとで尋ねますけれども——管理権の範

閉でこれは使用できるんだと、そういうことでは私は地元はおさまらないと思う。したがつて、岸・アイク声明によりアメリカ軍の基地を、特に北富士は問題あるところであるから、政府はどれほど熱意を示してアメリカ軍と交渉されたか、その点の経緯をひとつお聞きしたい。

○國務大臣(松野頼三君) 現在の地位協定から見ますると、各所に現在米軍の使用の頻度が減つてゐるところはあります。減つてるところはあります。しかし、やはりこの地位協定そのものが一つの長期的観点に立つてるので、絶対に使わないといふ

ところについてはそれは返還要求いたしますが、まだ使用可能であり、あるいは使用目的があるあ

るいは使用しつつあるというところには、これを拒否することはなかなか今日の状況では私はむづかしいと思います。したがつて、自衛隊においては、できる限りその範囲内において努力いたしま

すが、これは自衛隊というより施設局のほうの所

管でありますので、自衛隊とは所管関係内容は多

少違つております。御承知のように、最近防衛府

にこの問題が移管されたばかりで、昔は防衛府

施設局としては業務を継続しておりますが、私は

そういう考え方で、たしかこの前労働大臣したとき

るいは防衛府の演習地として、隨時適宜自分のほうの要求に応じられる条件に置けといふのが今日までの変わらざる基本線であります。

○山本伊三郎君

それが私は日本政府のまた熱意がないと思うんですよ。私は調査してもらいましたけれども、なるほどわずか二十日か、一年通じて五十日ぐらい使っておるか、二十日ぐらい、そ

には、その所管を私がやったような実は記憶がしているのです。そんなふなことから今日考えてみますと、そななまねるいということじやありませんが、やはりその米軍の立場を考えてみますと地元の方にも御協力いただきたいところは多々実はございます。

○山本伊三郎君 それは大臣がそなう言われると、実際それじやあるいは米軍との問題で具体的な問題に供して、一体外務省を通じてでもいいが、実際やられているのですか。ただ向こうが言つたからといってこれはしかたがないのだということでは、私はあきらないとと思うのです。この点、どうなんです。

○政府委員(小幡久男君) 富士の演習場につきましては、米軍との間に特別の研究グループをつくりまして、三十七年以來、米軍がもし自衛隊に返還をされて米軍が使用するというふうな前提のもとにおいてどういうふうに米軍は使用の要求があるかというようなディテールにつきまして、現在はずつと審議を続ければ、大綱につきましてはまだ若干妥結点を見出せないとこはございますけれども、三十七年以来両方で相談し合つてゐるようなんです。

○山本伊三郎君 これはあなたのほうからも資料もらつたのですがね、三十七年には一年を通じてわざか十六日、三十八年は二十三日、それから三十九年については四十七日、そういう程度のものなんですね。したがつて、ほとんどがアメリカ軍でなくして、自衛隊がこれは使用しているのですね。しかばば、ぼくはもつとはつきりと、かりにいまの場合、私、質問の中でも言いましたけれども、返還ができるにくいといなならば、地位協定をそな無理にこじつけないで、はつきりしなくちやならぬと思うのです。私への文書を弁では、結構だらんの管理権に基づいて、いわゆる自衛隊が使用しているのだと、こういう解釈ですがね。これは防衛庁、そな言つてゐるけれども、外務省

あたりの、あの安保条約改定の当時の、地位協定ができた当時の逐条解釈を見ても、そういうことは出ておらない。非常に無理な解釈をして、何か理由をつけようということ以外考えられないのですよ。アメリカが管理権を持つてゐるということとは、地位協定の第三条の1を見てみなさい。管理権にそういうものは含まれておりませんよ。それを向こうが管理権持つてゐるから、日本の土地でありながら、向こうは管理権があるから、今まで日本のはうに貸してやるのだ。自衛隊だからいなければ、ほかのはうに貸すというふうな管理権が含まれておりますか、実際問題で。純粹な条約論、法理論からいって、そんなどないです。ただ現状やつてはいるから、何とかそこに、まあ、こじつけと申しますか、牽強付会といふか、そういうものをつけてこれは文書をされただと思ひます、それが、それじや法律学者も納得しないですよ。やるならやるで、やはり地元を納得をさせて、契約をするならばするということで、はつきりすべきであるということは、この前の施設長官の小野さんにも私は言つたのです。よくわかりましたと言つておつたのです。それが今度あいう紛争を起こして、私が文書質問をすると、こういうことじつけの答弁が出ていて、これについて施設長官、どう思いますか。

○政府委員(小幡久男君) ただいまおつしやいましたように、現在の使用の法的根拠は何かと申しますと、これはおっしゃるように、われわれとして施設長官、どう思いますか。

○政府委員(小幡久男君) ただいまおつしやいましたように、現在の使用の法的根拠は何かと申しますと、これはおっしゃるように、われわれとしては地位協定の三条の管理権によりまして米軍が法的に使用しておるというふうに解釈しておりますが、先ほど山本先生から御指摘がありましたが、たやすく、使役関係の塞態が年を追いましてだんまりかにしたいと思っているのですが、そういうことでやるということについて、私は防衛庁もあつたように、使用関係の塞態が年を追いましてだんまりかにしたいと思っているのですが、そういうことがありました。条文、地位協定全般についての責任をとる私は解釈でないと思うのです。その点どうですか。

○國務大臣(松野頼三君) これでやつてゐるのが防衛庁以外にも一つ頗るな例は板付飛行場の日本航空への使用。これも実は民間航空ですが、第三条によってアメリカの米軍管理権の中において民

すように、米軍とも折衝をし、あわせて地元とも使用転換という合意ことばでいろいろ御折衝申しが出でておらない。非常に無理な解釈をして、何か理由をつけようということ以外考えられないのですよ。アメリカが管理権を持つてゐるということを御了解願いたいと思います。

○山本伊三郎君 了解しろって私が了解して済む問題じやないです。これは地位協定第三条の解釈をここまで範囲を広めてやるということは、そもそも地位協定を結んだときは、向こうにそういう管理権を与えるのだから、何とかこれを狹めるとといいますか、一つの制限規定として、これを、いわゆる条約を結ばれたと、私はそれをそう広めてやるということは、今後の日本の基地政策上から見て私は禍根を残すと思うのです。たまたま自衛隊が使っておるからそういう文句をつけたるけれども、アメリカがそういう管理権といふものを乱用してほかにこれを貸すということがあつてもこれをどうするのですか。日本の自衛隊が使う場合にはそれはいいのだという文句があるならないけれども、それは第三条にそういうことをうたつておらない。たゞ地位協定「施設及び区域内において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。」といふようなものに解釈すること自体が私は牽強付会だと思うのです、そういう点がね、まあ文書でもらつたのだからこれに対して追及できないから切歎扼腕しておつたのですが、きょうそれを明らかにしたいと思っているのですが、そういうことでもうやるということについて、私は防衛庁もあつたように、使用関係の塞態が年を追いましてだんまりかにしたいと思うのです。その点どうですか。

○政府委員(小幡久男君) 板付は第三条管理権でやつておるだけが乱用しているというわけではありませんが、防衛庁が大部分は使用目的が同じなために使つておりますけれども、金然絶無というわけではありません。ことにまた合同委員会を通じて日本間航空の使用を許しております。したがつて、防衛庁だけが乱用しているというわけではありませんが、防衛庁が大部分は使用目的が同じなために使つておりますけれども、金然絶無というわけではありません。ことにまた合同委員会を通じて日本間航空の使用を許しております。したがつて、そな極端なワクが広がるというふうに私は実は思つておりますので、今後もこれを縮小すべきだ。そこで正しに文章に直すと第二条に実は変えなければいけないわけです。今度自衛隊として第二条に変える。この姿が実をいうと現状に一番近い姿だ、そう思ひます。

○山本伊三郎君 了解しろって私が了解して済む



とこれを明確にすべきであるという議論は私も持聽します。しかし、地位協定違反だということは、私は、当初から私もこの条約に一議員として参列いたしましたが、その趣旨は私にはなかったと思うのです。私も同じように委員会で議員として地位協定一条を審議したものであります、そのときの解釈とそのときの方向は変わっちゃおりません。ただこれを前提として、これがすべてだという前提じゃなかった。確かにこれは例外的措置だ。そこで第二条とか第三条というものが関連してくるわけだと私は思います。一つ一つぴしゃりといくなら第二条は要らないはずであります。したがって、第二条、第三条が関連するところにその状況に応じてこの問題が取り上げられると思います。したがって、この第二条のほうが明確であるといふものは第二条にこれを移行するという努力をするほうがいいし、三条違反だ、違反ではない。この解釈もありましょう。われわれは三条違反だとは思つておりません。しかし、管理権をあまりに米軍が乱用されるということは、これはいいことじゃないと私は思います。したがって、合同委員会において両政府の協議ということが実は内容における問題じゃないか。合同委員会というものが、その運営とか法解釈とかいうものを合同委員会できめる。これが法律に書いてある運用だと私は思います。したがって、法律条文が不明確であるならば、合同委員会でその両政府間の調整をするというのが第三条の趣旨であり、なお第二条には御承知のように、米軍が使用しなかつたときはどうするということも書いてあるわけですから、一條一條言うならばその一条には議論がありましょうが、地位協定全般の思想としては、私は今日の問題が違法でないことは疑いがありません。ただ運営がましいじゃないか、徹底させないじやないか、もう少し関係者にこれを周知徹底させる、これは私も同感だと思ひます。その点はおそらく私はこの法律制定当時から明確なものだったと思います。私も、当时大臣でありませんでしたけれども、委員として地位協定、こ

の前の行政協定以来の沿革から私も実は参列した一員であります。  
**○山本伊三郎君** 防衛庁長官はそう言われます。が、そういういまのようなケースも認めるのだと思うのです。私も同じように委員会で議員として地位協定になった私は経験はないというふうなことは国会の論議になつた私は経験はない。そういう論議はされたおるというなれば、それを明示されれば、立法過程においてそういうものを含んだ管理権という了解は得ますけれども、私はそういう論議はされたおる——私は政府部内でされたかどうか知りませんが、正式な国会の場で私はそういうことの論議をされたことはないのです。それは議事録を出していただければ、いまのようなケースの場合も管理権を入れるのだとこれが、外務委員会なり、あるいは本委員会なり、衆参を通じてそういう論議をされたかどうか、私はその点の経験がないから、その点どうですか。

**○国務大臣(松野頼三君)** 主として私たち与党内の議論でありますから、与党が委員会の席上で質問をする機会は非常に少ない機会であります。御承知のように、委員会においては野黨の質問のはうがほとんどであります。しかし、われわれは与党としてこの法案を政府から説明を受け議論するときにはこの問題は議論が出ていたというわけで、速記録は私出でるかどうか、そこまでは——私も発言したことあります、速記録に載るようなことばがあるは公文を出しておられたかもしませんが、もう一つは、たしか福島長官だったと思うのです。当時の福島長官がいづれかに明言をされておるあるいは公文を出しておられる。私はちょっとと思い出しましたが、証拠は、本日山本委員に御回答いたしましたのも、ただ無形な回答をしたわけじゃない。明らかに政府としては、これだけの解釈、あれだけの方針がいろいろきまつておるからそれによつて私は御回答したのだ。だからどこで言つたとか言わないので、それはお互に議員の立場ですからお許しいただいて、福島長官のときの法律解釈あるいはこの提案説明、政府部内からの刊行物、國民が知り得る範囲内においてはこれは出しておる、私はかようになります。それをひとつ議員同士ですからお聞き取り願いたい。

**○山本伊三郎君** 福島長官のそれについての見解をお。そういうふうな合同委員会を通じて管理権に対するチェックをするとか、あるいは運営をするという意味を明確に申し上げます。それは終始いたしております。管理権というものが拡大されないように合意委員会というものがここにできていいですね。それは改定になつた。ああいう地位協定ということは変わってきたのですからね。このときと地位協定になつたときと、相当そのときの考え方は変わってきておる。アメリカ軍の基地に対する考え方というものは、あのときはほど多くとも与党内で論議されたからどうこうといふことは私は言い過ぎだと思うのですよ。やはり国会の審議ということが——これは正式な国会ですから、与党内でどう言わたか野党内でどう言つたとかいうことは義務の範囲ではない。この国会で論議をされるその過程において論議をされたのが参考になると思う、それもすべてではない。それが与党内でやつたらどうこうということは、それは私は聞き取れない。そんなものが問題になるのだつたら——記録もないやつが問題になりますか。

**○国務大臣(松野頼三君)** おっしゃるよう、私のことはあまりに議員的な立場でお答えしたかもしませんが、もう一つは、たしか福島長官だったと思うのです。当時の福島長官がいづれかに明言をされておるあるいは公文を出しておられる。私はちょっと思い出しましたが、証拠は、本日山本委員に御回答いたしましたのも、ただ無形な回答をしたわけじゃない。明らかに政府としては、これだけの解釈、あれだけの方針がいろいろきまつておるからそれによつて私は御回答したのだ。だからどこで言つたとか言わないので、それはお互に議員の立場ですからお許しいただいて、福島長官のときの法律解釈あるいはこの提案説明、政府部内からの刊行物、國民が知り得る範囲内においてはこれは出しておる、私はかようになります。したがつて、この政府からの答弁も、文書をもつて自信を持つてお答えしたわけであります。それをひとつ議員同士ですからお聞き取り願いたい。

**○山本伊三郎君** 福島長官のそれについての見解は、いわゆる旧安保条約いわゆる行政協定のとき

るというものが今日までの運用の方針で、これは私がいま言うわけじやありませんが、この方針は私はそう変わつたものじやないと思います。

**○山本伊三郎君** それは大臣は、あのときのことわりを追及するということは幾らでも言えます。が、そういういまのようなケースも認めるのだと思うのです。そういうことは国会の論議になつた私は経験はない。そういう論議はされたおる——私は政府部内でされたかどうか知りませんが、正式な国会の場で私はそういうことの論議をされたことはないのです。それは改定になつた。ああいう地位協定ということは変わってきたのですからね。このときと地位協定になつたときと、相当そのときの考え方は変わってきておる。アメリカ軍の基地に対する考え方というものは、あのときはほど多くとも与党内で論議されたからどうこうといふことは私は言い過ぎだと思うのですよ。やはり国会の審議ということが——これは正式な国会ですから、与党内でどう言わたか野党内でどう言つたとかいうことは義務の範囲ではない。この国会で論議をされるその過程において論議をされたのが参考になると思う、それもすべてではない。それが与党内でやつたらどうこうということは、それは私は聞き取れない。そんなものが問題になるのだつたら——記録もないやつが問題になりますか。

**○国務大臣(松野頼三君)** おっしゃるよう、私のことはあまりに議員的な立場でお答えしたかもしませんが、もう一つは、たしか福島長官だったと思うのです。当時の福島長官がいづれかに明言をされておるあるいは公文を出しておられる。私はちょっと思い出しましたが、証拠は、本日山本委員に御回答いたしましたのも、ただ無形な回答をしたわけじゃない。明らかに政府としては、これだけの解釈、あれだけの方針がいろいろきまつておるからそれによつて私は御回答したのだ。だからどこで言つたとか言わないので、それはお互に議員の立場ですからお許しいただいて、福島長官のときの法律解釈あるいはこの提案説明、政府部内からの刊行物、國民が知り得る範囲内においてはこれは出しておる、私はかようになります。したがつて、この政府からの答弁も、文書をもつて自信を持つてお答えしたわけであります。それをひとつ議員同士ですからお聞き取り願いたい。

**○山本伊三郎君** 福島長官のそれについての見解は、いわゆる旧安保条約いわゆる行政協定のとき

に手打ちをしたようです。いままた新たに土地対策の問題を中心に問題が起っていますから、これをひとつ誠意を持って防衛庁としても前向きで、威嚇するのではなく、ひとつこれの解決の努力をしてもらいたいと思うのですが、その点、大臣、どうですか。

○國務大臣(松野頼三君) ゼひ山本委員のみならず委員長、理事の方もこの問題については御協力いただきたい。おっしゃるように、理屈詰めばかりでもなかなかいかぬところがあるので。したがって、当時われわれが真正面から当事者間でなかなか話合いがつかないときには、山梨県知事を実は入れております。しかし、何といいましても、問題が問題だけに、当委員会において委員長はじめ理事の方がおられますから、ひとつあせんというとおかしいですが、両者の言い分を聞いて円満な御解決も願いたい。なかなか防衛庁長官というと、今までの防衛庁の方針というものがずっとありますて、そう私が急にどうこうということはなかなかいられないような立場もありましす、私はとにかく早く解決をすることが一番いいのだ。それには両方とも意見を一歩ずつ下がらなければいけない場所もあるのじやなかろうか。ついては、山本さんも御承知ですが、当委員会の理事の方、委員長の方、一度よくこれの実情を調べていただいてそうして解決をやりたい。お互い大事なときには、こんな問題で紛糾することはないといふことは思っております。そう私がかたくななことを言っておるわけじゃありませんので、当委員会にひとつお願いいたします。

○山本伊三郎君 それは大体その点は、誠意ではからうということは認めておりますが、基本的な問題として、もうすでにアメリカがほとんど使用しまして、これが施設庁長官も聞いておいても、いまの現状からいって、やはりほかの基地についてはきょう時間がないから触れられませんでしたが、事北富士に関しましては、ああいう日本的一番国民党が崇拝する靈峰と申しますか、富士山のふもとであるから、やはり基地を返してもらおうと言いましたが、山梨県知事を入れておるところでは、これは石原理事も十分、私はたびたびやつておるから記憶にあると思いますが、社会党の考え方と、いういまの基本的な態度を離れてほくらも解決に努力し協力してきた。したがって、基地反対だという一本やりで地元の人はやつておらない、それはもう施設庁長官も御存じだと思つ。

うということは、やはり日本国民の私はすべての問題を解決するのではなく、ひとつの問題を解決するのではなく、ひとつこれの解決の努力をしてもらいたいと思うのです。ところが、大臣がいろいろやっておると言われますが、私の聞く範囲においては、まあまあということで、あまり積極的に同委員会にも話題として出さないというような状態で私はないかと思いますので、この点をひとつ閣議なりその他の方面で、基地の問題についてはもっと積極的にひとつ取り上げていただきたいと思います。池田内閣のとき、私は予算委員会で質問いたしまして、基地問題閣僚懇談会ですか何が組んでもらいたいと思うのですがどうですか。○國務大臣(松野頼三君) おっしゃるとおり、基地問題懇談会というのは、ゼひこれを積極的に進めたい方針でやつております。同時に、ひとついろいろな問題については政府の立場、自衛隊の立場もお考えいただきたい。したがって、アメリカの返還と同時に日本政府の立場、同時に自衛隊の立場も、自衛隊としてはどうしてもこの範囲は必要だから何とか話でできぬかという話があつたときに、私はもうそらしまして、席をはずしましたけれども、地元の人は、それはひとつ協力して相談して話に乗りましょうという話を私に伝えてきた。そういう北富士の特殊性を十分考慮されて、そして今後、施設庁長官は、当の責任者でありますから、大臣と相談して、そんな威嚇発砲したり——これはまた問題によっては取り上げますけれども、日本の國民に自衛隊が威嚇発砲するとか、そういうことをやられずに、おとなしく話をするようになに解説に努力してもらいたいと思うんですが、最後にその点だけ一つ。

○國務大臣(松野頼三君) 圓満に解決するように私たちも努力いたします。

○委員長(柴田栄君) 伊藤君。 おり、地元民の言うことばかり聞くと政府の行政ができない、そういう場面が各所に、実は基地問題というものは出てまいります。したがって、両者の、両方とも理解ある解決を私ははかりたいたい、そういう考え方であります。

○山本伊三郎君 これでおきますが、希望も入りませぬけれども、これは施設庁長官も聞いておいても、やはり事例によつてはたくさんあると思います。しかし、法律違反を犯したとか、あるいは順法精神を政府みずから破ったというものは翌年、また一年延ばし、一年延ばしといふのは、これはやはり事例によつてはたくさんあると思います。また解決案を考えよう、来年できないものは翌年、また一年延ばし、一年延ばしといふのは、これはやはり事例によつてはたくさんあると思います。しかし、法律違反を犯したとか、あるいは順法精神を政府みずから破ったというものは、おづから——関係者がありますので、やはり片方の人は賛成されても片一方のほうが反対するという、移転問題というのにならなかできません。そういうので、実はまん中にはざまつて苦労しておきたいと思うわけです。

○伊藤頭道君 今まで基地問題の一環として北富士問題についての質疑が行なわれたわけですが、私もこの基地問題に関連して一、二お伺いしておきたいと思うわけです。

○國務大臣(松野頼三君) 圓満に解決するように私たちも努力いたします。

○伊藤頭道君 いままで基地問題の一環として北富士問題についての質疑が行なわれたわけですが、私もこの基地問題に関連して一、二お伺いしておきたいと思うわけです。

○國務大臣(松野頼三君) その前にまずお伺いしたいのは、政府は公務員などにいわゆる順法精神を相当強調しておるわけです。ところが、政府自体はどうも、たとえば国会の場で公約されたことをなかなか実現されない、そういう具体的な事例が多いわけです。せつかり国会の場で公約されたことが何年たつても実現されない。北富士の問題もその一つであろうと思つ。これは当委員会で長年論議されてきたわけですが、それから後ほど一、二お伺いしますが、

そういう理を説かずに無理に押えていこうとなるから、地元が反発をしていくことになる。砂川のような基地反対闘争というような形で出ておらぬ少認識をしていただきたいと思う。あの問題を解決をする場合。それならば、もうぼくらは、相当党内においてもこの問題について了解を得ておりますけれども、やはり地元の意向というものを尊重して、われわれの基本的な考え方、態度というものは出さずに、何とか——この前の小野長官も、自衛隊としてはどうしてもこの範囲は必要だから何とか話でできぬかという話があつたときに、私はもうそらしまして、席をはずしましたけれども、地元の人は、それはひとつ協力して相談して話に乗りましょうという話を私に伝えてきた。そういう北富士の特殊性を十分考慮されて、そして今後、施設庁長官は、当の責任者でありますから、大臣と相談して、そんな威嚇発砲したり——これはまた問題によっては取り上げますけれども、日本の國民に自衛隊が威嚇発砲するとか、そういうことをやられずに、おとなしく話をするようになに解説に努力してもらいたいと思うんですが、最後にその点だけ一つ。

○國務大臣(松野頼三君) 政府として今まで公約したことが実現できなかつた——全然できないというものは、私は、あまり事例はありませんが、努力してみて、一年延ばし、二年延ばしで基本的解決が手間どつたというのはたくさん私はあります。しかし、その間ににおいて何もしなかつたわけではありません。その間に、関係者には御了解を得て、それではもう一年この現状でいいこう、来年また解決案を考えよう、来年できないものは翌年、また一年延ばし、一年延ばしといふのは、これはやはり事例によつてはたくさんあると思いません。しかし、法律違反を犯したとか、あるいは順法精神を政府みずから破ったというものは、おづから——関係者がありますので、やはり片方の人は賛成されても片一方のほうが反対するという、移転問題というのにならなかできません。そういうので、実はまん中にはざまつて苦労しておきたいと思うわけです。

太田大泉の飛行場返還の問題もその一つです。といふうに、それぞれ当時の責任者から相当責任のある発言があり、しかも期日まで明確にして返還を公約されたことが、五年たつても六年たつても少認識をしていただきたいと思う。あの問題を解決をする場合。それならば、もうぼくらは、

もいまだに実現されないという具体的な事例がありにも多いわけです。これではせっかく委員会で審議を重ねても全く意味がないのではないか。なおことばを進めれば、国会監視のそりを免れないと思うのです。そういう観点からすれば、このある発言が、五年たつても六年たつても少認識をしていただきたいと思う。あの問題を解決をする場合。それならば、もうぼくらは、

う。

○伊藤頭道君 それでは、具体的な例を申し上げます。赤城さんがその当時防衛庁長官に就任されたのは昭和三十四年から三十五年にかけてだつたと記憶しているわけです。それから数えてもう足かけ六年になるわけです。三十五年から算して、赤城さんから起算すると八代目になるわけです、そこでお伺いするわけですが、三十五年に赤城さんが、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉米軍の飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけです。てにをはまで合っているかどうか、意味はこういう意味です。おそらくも明春二月ごろまでには返還できるよう努力いたしましたと、こういう公約をなさつておるわけです。三十年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならない問題だと丸山調達長官も言われておるので、緊急に解決するよいたしますと、こういふ意味の御答弁があつたわけです。それから起算してももう五年ほどたつておるわけです。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけであります。その間によくこれで済むかと思うとまた白紙に戻つて太田大泉の問題は繰り返し繰り返し行なわれてきたわけです。あまり繰り返し繰り返し行なわれるのと、与党の委員の皆さんも、まだやつておるので、それが行なわれないということは、法律と公約とはもちろん違いますけれども、精神には変わりないと思います。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調するという資格はないと思うのだ。私は、約束はきちんと守る、それで初めて順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけで

す。一体この太田大泉飛行場の問題はどうなつたのか、いろいろ情勢を聞くと、群馬百六十万県民があげて熱望しておるわけです。県議会でも何回も決議がなされておる。地元では、もう、私が赤城さんについて質問したことに対する約束で工場施設計画まで着々と進めて待機しておるわけですが、赤城さんは、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけです。てにをはまで合っているかどうか、意味はこういう意味です。おそらくも明春二月ごろまでには返還できるよう努力いたしましたと、こういう公約をなさつておるわけです。三十一年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならない問題だと丸山調達長官も言われておるので、緊急に解決するよいたしますと、こういふ意味の御答弁があつたわけです。それから起算してももう五年ほどたつておるわけです。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけであります。その間によくこれで済むかと思うとまた白紙に戻つて太田大泉の問題は繰り返し繰り返し行なわれてきたわけです。あまり繰り返し繰り返し行なわれるのと、与党の委員の皆さんも、まだやつておるので、それが行なわれない

ということは、法律と公約とはもちろん違いますけれども、精神には変わりないと思います。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調するという資格はないと思うのだ。私は、約束はきちんと守る、それで初めて順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけであります。

○伊藤頭道君 これは私自身も、この問題は三十一年から取り組んできたわけですが、どうも、そうあげて熱望しておるわけです。県議会でも何回も決議がなされておる。地元では、もう、私が赤城さんについて質問したことに対する約束で工場施設計画まで着々と進めて待機しておるわけですが、赤城さんは、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけです。てにをはまで合っているかどうか、意味はこういう意味です。おそらくも明春二月ごろまでには返還できるよう努力いたしましたと、こういう公約をなさつておるわけです。三十一年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならない問題だと丸山調達長官も言われておるので、緊急に解決するよいたしますと、こういふ意味の御答弁があつたわけです。それから起算してももう五年ほどたつておるわけです。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけであります。その間によくこれで済むかと思うとまた白紙に戻つて太田大泉の問題は繰り返し繰り返し行なわれてきたわけです。あまり繰り返し繰り返し行なわれるのと、与党の委員の皆さんも、まだやつておるので、それが行なわれない

ということは、法律と公約とはもちろん違いますけれども、精神には変わりないと思います。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調するという資格はないと思うのだ。私は、約束はきちんと守る、それで初めて順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけであります。

○伊藤頭道君 これは私自身も、この問題は三十一年から取り組んできたわけですが、どうも、そうあげて熱望しておるわけです。県議会でも何回も決議がなされておる。地元では、もう、私が赤城さんについて質問したことに対する約束で工場施設計画まで着々と進めて待機しておるわけですが、赤城さんは、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけです。てにをはまで合っているかどうか、意味はこういう意味です。おそらくも明春二月ごろまでには返還できるよう努力いたしましたと、こういう公約をなさつておるわけです。三十一年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならない問題だと丸山調達長官も言われておるので、緊急に解決するよいたしますと、こういふ意味の御答弁があつたわけです。それから起算してももう五年ほどたつておるわけです。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけであります。その間によくこれで済むかと思うとまた白紙に戻つて太田大泉の問題は繰り返し繰り返し行なわれてきたわけです。あまり繰り返し繰り返し行なわれるのと、与党の委員の皆さんも、まだやつておるので、それが行なわれない

ということは、法律と公約とはもちろん違いますけれども、精神には変わりないと思います。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけであります。

○伊藤頭道君 これは私自身も、この問題は三十一年から取り組んできたわけですが、どうも、そうあげて熱望しておるわけです。県議会でも何回も決議がなされておる。地元では、もう、私が赤城さんについて質問したことに対する約束で工場施設計画まで着々と進めて待機しておるわけですが、赤城さんは、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけです。てにをはまで合っているかどうか、意味はこういう意味です。おそらくも明春二月ごろまでには返還できるよう努力いたしましたと、こういう公約をなさつておるわけです。三十一年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならない問題だと丸山調達長官も言われておるので、緊急に解決するよいたしますと、こういふ意味の御答弁があつたわけです。それから起算してももう五年ほどたつておるわけです。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけであります。その間によくこれで済むかと思うとまた白紙に戻つて太田大泉の問題は繰り返し繰り返し行なわれてきたわけです。あまり繰り返し繰り返し行なわれるのと、与党の委員の皆さんも、まだやつておるので、それが行なわれない

ということは、法律と公約とはもちろん違いますけれども、精神には変わりないと思います。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけであります。

○伊藤頭道君 これは私自身も、この問題は三十一年から取り組んできたわけですが、どうも、そうあげて熱望しておるわけです。県議会でも何回も決議がなされておる。地元では、もう、私が赤城さんについて質問したことに対する約束で工場施設計画まで着々と進めて待機しておるわけですが、赤城さんは、これは議事録を後ほど見ていただければわかりますが、いろいろ太田大泉飛行場返還問題で私が追及している中で、こういう約束をされているわけです。てにをはまで合っているかどうか、意味はこういう意味です。おそらくも明春二月ごろまでには返還できるよう努力いたしましたと、こういう公約をなさつておるわけです。三十一年に、次の江崎長官についても、これは当時の調達長官は丸山さんだったです、そこで、お二人で相談して、この問題は緊急に解決しなければならない問題だと丸山調達長官も言われておるので、緊急に解決するよいたしますと、こういふ意味の御答弁があつたわけです。それから起算してももう五年ほどたつておるわけです。以後西村さんと藤枝さん、志賀さん、福田さん、小泉さん、松野さんと、ちょうど八代目になるわけであります。その間によくこれで済むかと思うとまた白紙に戻つて太田大泉の問題は繰り返し繰り返し行なわれてきたわけです。あまり繰り返し繰り返し行なわれるのと、与党の委員の皆さんも、まだやつておるので、それが行なわれない

ということは、法律と公約とはもちろん違いますけれども、精神には変わりないと思います。そういう政府自体が公務員に順法精神を強調する立場になり得ると、こういうふうに考えるわけであります。

に譲り合つて話し合わぬとできぬ問題であります。が、そういう点、どこまでいけるか、非常に困難でございますけれども、現在まあせっかく折衝中でございます。

○伊藤頭道君 まあ、五年、六年の間、いつも同じような答弁を聞いてきたわけですね、なかなか検討いたします、検討いたします——検討していただくのはたいへんけつこうなんですがね、やはり五年も六年もまだ検討中、まだ検討中じゃなかなかそういうことではものは解決せぬと思うので進めているのかということになると、いま既設の基地を利用するような方向でいっているようですが、一休見通しはあるのかないのか、これは防衛庁の関係の方が、むろん専門の方々が調査されるわけだ。検討されるわけだ。米軍も同様ですね。しろうとが検討するわけじゃないですから、四年も五年も六年も検討していれば、もう結論が出てよさそうに思うのですがね。しろうとの調査と違いますから、もう専門家の視野で、北海道から九州までの間ということになるわけですね、米軍の日本における基地ということになると。そういうことになれば狭い日本のこの四つの島のうちでですね、専門家が四年も五年もかかるて、まだ適当な代替地がきまらぬということは、なかなか簡単に了解できない、もう検討いたしますといふことは、もうすいぶん聞き継けてきたわけですから、もうこの段階で具体化してしかるべきだと思うのですがね。

○政府委員(小幡久男君) 先ほども触れましたように、約十カ所程度以前に提示いたしまして、それが両方の調査で断つられたことは事実でござります。しかしながら、なおかつその中から数カ所選びまして、さらに周密な合同調査をやりたいという希望を向こう側に申し入れていると、こういう段階であります。

○伊藤頭道君 そこで大休見通しはどうなんですか。これなら米軍が認めそらだと、これはむろんいろいろな角度から交渉するであろうと当然考え

られるわけでですけれども、やはり日本の国土は大きいのですからね、広い国から来た米軍が、自國の広いところでぜいたくな思う存分の広さを要求すます。そこでですね、一体具体的にはどういう方向で進めているのかということになると、いま既設の基地を利用するような方向でいっているようですが、一休見通しはあるのかないのか、これは防衛庁の関係の方が、むろん専門の方々が調査されるわけだ。検討されるわけだ。米軍も同様ですね。しろうとが検討するわけじゃないですから、四年も五年も六年も検討していれば、もう結論が出てよさそうに思うのですがね。しろうとの調査と違いますから、もう専門家の視野で、北海道から九州までの間ということになると。そういうことになれば狭い日本のこの四つの島のうちでですね、専門家が四年も五年もかかるて、まだ適当な代替地がきまらぬということは、なかなか簡単に了解できない、もう検討いたしますといふことは、もうすいぶん聞き継けてきたわけですから、もうこの段階で具体化してしかるべきだと思うのですがね。

○政府委員(小幡久男君) 先ほども觸れましたように、約十カ所程度以前に提示いたしまして、それが両方の調査で断つられたことは事実でござります。しかしながら、なおかつその中から数カ所選びまして、さらに周密な合同調査をやりたいといふ希望を向こう側に申し入れていると、こういう段階であります。

○伊藤頭道君 そこで大休見通しはどうなんですか。これなら米軍が認めそらだと、これはむろんいろいろな角度から交渉するであろうと当然考え

るといふことになると、結局実現はなかなか見通しがないということになる。だから米軍にもそういうのまま言わないで、ある程度でがんしてもう一度しても広いところが必要なら、アメリカへ帰つてやればいいので、狭い日本において基地をほしいというならば、やはり狭いところへ一億円の上で物資投下訓練やられたのじやこれにはなんなんとする人口がいるわけですからね。どちらにまでも広いところが必要なら、アメリカへ行つたって人間が住んでる。人間の住んでる頭の上で物資投下訓練やられたのじやこれにはたまらない。そういう条件が違うわけですからね。アメリカ本土と。したがつて、狭い日本の領土に人口は稠密だと、こういう状況下で、しかもそれは太田のようないい例であつて、もうあんなことになれば狭い日本のこの四つの島のうちで五件も起きておるわけですね。そういう条件で、約が出てくると思うんですね。そのつどあやまちは繰り返しませんと言つて誤投事件が四件も五件も起きておるわけですね。そのつどあやまちは今後はいたしませんと言つて繰り返されておらず、これは佐藤總理の言われる人命尊重の問題にありますから、もう検討いたしますといふことは、もうすいぶん聞き継けてきたわけですから、もうこの段階で具体化してしかるべきだと思うのですがね。

○政府委員(小幡久男君) 先ほども触れましたように、約十カ所程度以前に提示いたしまして、それが両方の調査で断つられたことは事実でござります。しかしながら、なおかつその中から数カ所選びまして、さらに周密な合同調査をやりたいといふ希望を向こう側に申し入れていると、こういう段階であります。

○伊藤頭道君 そこで大休見通しはどうなんですか。これなら米軍が認めそらだと、これはむろんいろいろな角度から交渉するであろうと当然考え

るといふことになると、結局実現はなかなか見通しがないということになる。だから米軍にもそういうのまま言わないで、ある程度でがんしてもう一度しても広いところが必要なら、アメリカへ行つたって人間が住んでる。人間の住んでる頭の上で物資投下訓練やられたのじやこれにはたまらない。そういう条件が違うわけですからね。アメリカ本土と。したがつて、狭い日本の領土に人口は稠密だと、こういう状況下で、しかもそれは太田のようないい例であつて、もうあんなことになれば狭い日本のこの四つの島のうちで五件も起きておるわけですね。そういう条件で、約が出てくると思うんですね。そのつどあやまちは繰り返しませんと言つて誤投事件が四件も五件も起きておるわけですね。そのつどあやまちは今後はいたしませんと言つて繰り返されておりません。これは佐藤總理の言われる人命尊重の問題にありますから、もう検討いたしますといふことは、もうすいぶん聞き継けてきたわけですから、もうこの段階で具体化してしかるべきだと思うのですがね。

○政府委員(小幡久男君) 先ほども触れましたように、約十カ所程度以前に提示いたしまして、それが両方の調査で断つられたことは事実でござります。しかしながら、なおかつその中から数カ所選びまして、さらに周密な合同調査をやりたいといふ希望を向こう側に申し入れていると、こういう段階であります。

○伊藤頭道君 そこで大休見通しはどうなんですか。これなら米軍が認めそらだと、これはむろんいろいろな角度から交渉するであろうと当然考え

### 八月六日本委員会に左の案件を付託された。

一、中学校教職員の給与の合理化に関する請願

(第三号)(第一六八号)

一、軍人恩給に関する請願(第五号)(第二二号)

(第一三三号)(第一四四号)

一、農林省蚕糸局南置に関する請願(第六号)

一、旧海軍文官に対し固庫返納を命ぜられた退職賞与金の改定支給に関する請願(第四〇号)

一、兵庫県佐用町、南光町等の寒冷地手当に関する請願(第一一〇号)

一、旧軍人等に対する恩給処遇に関する請願

(第一一〇号)

一、北富士演習場における自衛隊の違法使用に対する請願(第一〇一号)

一、中学校教職員の給与の合理化に関する請願

請願者 札幌市南十二条西五丁目北海道正に

正に関する調査の請願(第一四五号)

第三号 昭和四十年七月二十二日受付  
中学校教職員の給与の合理化に関する請願  
請願者 札幌市南十二条西五丁目北海道正に  
正に関する調査の請願(第一四五号)

紹介議員 井川 伊平君  
紹介議員 中学校長会内 佐々木農郎外一名

### 第一六八号 昭和四十年八月三日受理

中学校教職員の給与の合理化に関する請願

請願者 埼玉県加須市馬内町一埼玉県中学

校長会内 鈴木伸治郎外五名

紹介議員 土屋 義彦君

この請願の趣旨は、第三号と同じである。

第五号 昭和四十年七月二十三日受理  
軍人恩給に関する請願(十六通)

請願者 宮城県仙台市勾当台通り一五宮城

県軍恩連監内 東海林俊成外三方三百四十名

紹介議員 高橋文五郎君

軍人恩給には、今日なお左記のようないい不均衡不合理が残されているから、本国会でこれら諸問題につき、さらに真剣な御検討をせられ、一日も早く公正な待遇となるようお願いするとの請願。

前期中等教育の重責をなう中学校は、昭和二十年創設以来幾多の悪条件を克服しつつ今日一応の成果を見るに至った。しかし中学校は伝統浅く、いまだにその正しい位置づけについて世の認識を欠いている。特に等しく中等教育を担当する高等学校と比較するとき、教職員定数、給与、勤務条件に著しい格差がある。

二、教職員の三本建給与をすみやかに是正すること

三、教育職志望者の育英制度の強化、特別加給制の復活等特別待遇の道を講じ、教職員に居住できるよう大幅に待遇の改善をはかつて人材確保の道を講ずること。

○委員長(柴田栄君) ほかに御発言もないようですが、本件につきましては本日はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十三分散会

○政府委員(小幡久男君) これにつきましては先ほど来申しましたように、私も経緯はよく存じておりますので、その点難渋いたしておりますので、全国一円に場所をさがすというわけにまいりたいと思っておりますが、ひとつ心にとどめておいてほしいのは、いまの米軍基地の相模の補給処からそう遠くないという条件がついておりますので、全国一円に場所をさがすというわけにまいりたいと思っていますので、その点難渋いたしておりますので、その点難渋いたしておるわけでございます。いま先生の御意見もありましたように、その点はそういうものとしながら努力をしたいということをここで申し上げます。

○委員長(柴田栄君) ほかに御発言もないようですが、本件につきましては本日はこの程度にとどめます。

二、中学校を正しく位置づけ、現行の勤務条件待遇等、高等学校との格差を早急に撤廃すること。

三、教育職志望者の育英制度の強化、特別加給制の復活等特別待遇の道を講じ、教職員に居住できるよう大幅に待遇の改善をはかつて人材確保の道を講ずること。

一、旧軍人についてだけ、その恩給年額計算につ

き加算年が除外されていること。

二、恩給の基礎となる仮定俸給年額の現行号俸格

付けは、かつて同等に格付されていた旧文官に

比較して不当に引き下げられていること。

三、一時恩給で旧文官の場合は旧法に準じ加算年

を加えて三年以上の者に給され、旧軍人は昭和

二十八年法律第百五十五号で連続実在職七年以

上とされたまであること。

四、海軍特務士官等は、退職時の俸給が一般士官

より上位にあったので、仮定俸給年額を再検討

すること。

五、海軍特務士官等は、退職時の俸給が一般士官

より上位にあったので、仮定俸給年額を再検討

すること。

農林省蚕糸局を存置し、その機構を整備充実せら  
れたいとの請願。

理由

昭和三十九年九月臨時行政調査会から政府に提出

された「行政機構改革に関する意見」において、

蚕糸局の機構を大幅に整理縮小することが答申さ

れたことは、まことに理解に苦しむところであ

る。蚕糸業は、日本農業の中で極重要な地位を占め農

家経済に大きく貢献しており、農山村振興の上か

らも今後ますますその重要度を加えている。ま

た、蚕糸は解放経済下において最も国際競争力の

強い唯一の農産物であり、生糸、紡織物は有力な

輸出商品として貿易上重要な役割を果たしてい

る。このような性格を持つ蚕糸業の発展を図るために、生産から消費に至るまで全部門にわたる

強力にして一貫した蚕糸行政が絶対必要であり、

しかも、今後ますますその需要が増大する見通

しにあるとき、世界の六割を生産するわが国にお

いて蚕糸局機構を縮小するということは、その国

際信用力を失つてはならないことである。

に重大な悪影響を及ぼすことは明らかである。

第一二二号 昭和四十年七月二十六日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 富山市大泉南部三七一 森田範正

外九千八百九十九名

紹介議員 煙井 志郎君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一二三号 昭和四十年八月二日受理  
軍人恩給に関する請願

請願者 愛媛県松山市一番町四ノ四ノ二愛媛県議会議長 松尾武美

紹介議員 堀本 宜美君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第一四四号 昭和四十年八月二日受理  
軍人恩給に関する請願(二通)

請願者 埼玉県熊谷市大字久下一、一二四  
久下軍恩支部内 福島兼吉外千五百三十八名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

第六号 昭和四十年七月二十三日受理  
農林省蚕糸局存置に関する請願

請願者 兵庫県養父郡関宮町中瀬八 北村澄

この請願の趣旨は、第五号と同じである。

紹介議員 青田源太郎君

理由

旧海軍文官は終戦後逐次罷免あるいは他の転官帳

備されたが、当時金員に対し、退職賞与金の千円

を越える額については、指名された銀行の定期預

金証書で支給された(昭和二十年八月三十日海軍

大臣発官房機密電第三〇一八三一番電による)。

ところが、この定期預金は、その後連合国最高司令官の覺書により引出しを一切停止され(昭和二十一年十二月二十四日付連合国最高司令官「恩給・年

金及び利益に関する覚書」による)。さらに、受給する権利を奪われ定期預金証書は当該銀行に提出することを命ぜられた上、昭和二十一年六月三十日までに國庫へ返納するよう命ぜられた(昭和二十一年三月勅令第一〇五号及び同年同月大蔵省令十八号による)。しかも、昭和二十七年、平和条約の締結発動と同時に前記勅令が廢止され、連合國最高司令官の諸命令、指令、覺書等も失効したにもかわらず、いまだに復権の措置はなんら講ぜられていない。

一、陸海軍以外の文官に対する支給されたとい

う給付上の矛盾があつたこと。

二、他の政府機関に転職した者は、その身分にいかわらず、すべて旧軍關係の勤務年数を通算して退職時の俸給額に基づいて支払われたという取扱上に矛盾があつたこと。

三、大正十五年官房機密第三百三十四号により退職金制度が廃止しておいたこと及び終戦時の制約

が廃止され復権したにもかかわらず、いまだに放棄されているという私有財産に対する不当な侵害があつたこと。

四、終戦時の雇用人工員及び鉱員の退職賞与金の支払許可申請の犠牲にされたこと、なお、支払許可の発動は連合國最高司令官部の内意によるもののが昭和二十年末に出されている事実があること。(昭和二十一年一月十二日付連合国最高司令官の「軍施設の民間人たる使用者に対する退職手当に関する覚書」並びに昭和二十一年十二月藏銀第六百四十八号による)資料添付あり。

第一〇二号 昭和四十年八月二日受理

兵庫県佐用町、南光町等の寒冷地手当に関する請願 請願者 兵庫県佐用郡佐用町長 武田正行 外七十九名

紹介議員 松澤 兼人君

兵庫県佐用郡佐用町及び南光町を寒冷地地域級二級地に、同郡上月町及び三日月町を一級地にそれぞれ指定されたいとの請願。

理由

昭和三十九年九月臨時行政調査会から政府に提出された「行政機構改革に関する意見」において、

蚕糸局の機構を大幅に整理縮小することが答申さ

れたことは、まことに理解に苦しむところであ

る。蚕糸業は、日本農業の中で極重要な地位を占め農

家経済に大きく貢献しており、農山村振興の上か

らも今後ますますその重要度を加えている。ま

た、蚕糸は解放経済下において最も国際競争力の

強い唯一の農産物であり、生糸、紡織物は有力な

輸出商品として貿易上重要な役割を果たしてい

る。このようないくつかの不均衡が残されている。國

軍人等に対する恩給待遇は、昭和二十八年以来逐年復活又は改善されつつあるが、いまなお多くの不合理不均衡が残されている。國

家経済の発展、国民感情の動向よりも、今や國家の信義を適正に立証すべき時期に到達しているとの見地から、特に左記六項目につきすみやかに善処されよう切望するとの請願。

一、更に適正な増額改定を行なわれたい。

第二二〇号 昭和四十年八月二日受理  
旧軍人等に対する恩給待遇に関する請願 請願者 長山本博一 紹介議員 西川甚五郎君

旧軍人等に対する恩給待遇に関する請願 請願者 滋賀県坂田郡山東町山東町議會議長

紹介議員 長山本博一

この請願の趣旨は、左記六項目につきすみやかに善処されよう切望するとの請願。

一、更に適正な増額改定を行なわれたい。

二、恩給の基礎となる仮定俸給年額の現行号俸格

付けは、かつて同等に格付されていた旧文官に

比較して不当に引き下げられていること。

三、一時恩給で旧文官の場合は旧法に準じ加算年

を加えて三年以上の者に給され、旧軍人は昭和

二十八年法律第百五十五号で連続実在職七年以

上とされたまであること。

二、加算年を恩給年額の計算に算入されたい。

三、仮定俸給の号俸を旧文官と同等に格付けされたい。

四、一時恩給の年限を実在職三年以上に是正されたい。

五、旧海軍特務士官等の待遇を改善せられたい。

六、恩給の裁定事務を更に促進されたい。

#### 理由

一、現職公務員の給与と恩給年金の基礎とされる仮定俸給年額に大きな隔たりがあるため、旧退職者は著しく差別待遇されている結果となり、

このことは現職公務員にも大きな不安全感を与えている。また、今回の増額改定には多くの年令制限が設けられているため、大部の者は四十二年七月に至って始めて増額となるなど、生活水準や物価の上昇率からみれば増額の意義はほとんど失なわれている。

#### 理由

自衛隊の北富士演習場は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、合衆国軍隊に提供された施設及び区域

であるが、昭和三十二年のいわゆる岸・アイク共

同声明に引きつづく駐留部隊の撤退以来、合衆国

はまつたくこれを使用することなく、自衛隊が單

独的かつ常時的に使用を継続し、現在に至ってい

る。

二、恩給資格について加算年の意義を正に評価している以上、この加算年数を恩給年額の計算から除外していることは不合理である。

三、昭和二十八年法律第五百五十五号において旧軍人の仮定俸給号俸を一律に旧文官より四号俸引き下げ、その後の改正によつてもなお將官二号俸佐官号俸が是正されないまま残され、更にこの間文官に対しても相互通の不均衡は正といふ理由で号俸の手直しが行なわれた結果、旧軍人の仮定俸給号俸は全階級にわたり旧文官より低位におかれた。

四、旧文官の一時恩給が旧恩給法のとおり加算年

を加えて在職三年以上とされており、旧軍人の

みが実在職連続七年以上とされていることは不

公平である。

五、旧海軍特務士官等は、その在職年数、特種技

能等の関係から一般将校より上位の本俸を受け

ていたものであるから、その仮定俸給年額につ

いて特別の配慮を望みたい。

六、裁定事務促進のため、事務処理費の増額、審

査の簡素化等を要望する意見が強い。

第一四五号 昭和四十年八月三日受理  
北富士演習場における自衛隊の違法使用是正に関する調査の請願

請願者 山梨県富士吉田市上吉田三五六北富士演習場林野関係権利者協議会

内 天野絶一郎

右事実は、客観的には本件演習場が条約協定上の施設及び区域としてもはや不必要となつたことを示すのみならず、地位協定上、合衆国軍隊のために提供された本件目的地を、米軍とは異なる自衛隊に単独かつ常時使用させることは、条約協定によって与えられた基地使用権並びに基地使用権に伴う管理権限の範囲を著しく逸脱し違法である。

また、右の使用を当該土地にかかる賃貸借契約の当事者たる土地所有者との関係からすれば、自衛隊による使用は、「合衆国軍隊の用に供するため」との本件契約の本旨に違反し、無断転貸となる違法な行為である。

八月七日本委員会に左の案件を付託された。  
(予備審査のための付託は七月三十日)

一、建設省設置法の一部を改正する法律案



昭和四十年八月十四日印刷

昭和四十年八月十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局